

和歌山工業高等専門学校非常勤講師採用基準及び取扱手続

制 定 平成17年11月18日

最近改正 令和 7年 4 月 1 日

(趣旨)

- 1 この基準は、非常勤講師の採用に関し、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤職員就業規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(採用基準)

- 2 非常勤講師は、次の事項に該当する者とする。
 - 一 高等専門学校設置基準に定められた講師以上の資格を有する者
 - 二 すぐれた識見をもち、本校の教育方針に添った教育指導のできる者
 - 三 授業科目を担当させることにより、高い教育効果が得られると認められる者
 - 四 原則として満65歳未満の者
 - 五 前四号によらない場合、企画会議の議を経て、校長の承認を得ることによって可能となる。

(採用候補者名簿の作成)

- 3 年度授業計画に基づき、教務主事が各学科主任及び一般科目主任と共に、非常勤講師を必要とする理由及び採用候補者が非常勤講師として相応しい理由を付した採用候補者名簿を作成する。

(採用方法)

- 4 企画会議が採用候補者名簿をもとに審議し、校長が決定する。

(事務)

- 5 採用に関する事務は、総務課人事係で処理する。

附 則

この基準及び取扱手続は、平成17年11月18日から施行する。

附 則

この基準及び取扱手続は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準及び取扱手続は、令和7年4月1日から施行する。